

## 水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 16 日

8 葛産観第 1 0 8 号

区 長 決 裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、水元公園が有する多様な観光資源を活用した事業に対し、その経費の一部を補助することにより、新たな観光資源の創出及び観光誘客の促進を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第 2 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 水元公園の環境を活用した事業であること。
- (2) 観光誘客の視点を持った事業であること。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、法人その他の団体であつて、その代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員に、反社会的勢力に該当する者が含まれていないものとする。

### (補助対象経費等)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な別表 1 に掲げる経費のほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとする。ただし、他の補助金等（使途を指定されていない補助金は除く。）の交付を受けた経費（交付を受けることが予定されている場合を含む。）を除く。

2 補助金の額は、1 年度当たり 200 万円を上限に、補助対象経費の額（1, 000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内において交付するものとする。

### (補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を実施する前に水元公園における観光誘客支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙 1）
- (2) 事業経費明細書（別紙 2）
- (3) その他補助対象事業の内容を補足する資料

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは水元公園における観光誘客支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは水元公園における観光誘客支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該提出をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更又は中止)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、事業に要する経費若しくは事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は事業の中止若しくは廃止が生じる場合は、あらかじめ水元公園における観光誘客支援事業補助金変更（中止・廃止）承認等申請書（第4号様式）を提出し、区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の増額は認めない。

(変更等の承認)

第8条 区長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、水元公園における観光誘客支援事業補助金変更（中止・廃止）承認等通知書（第5号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による承認の決定をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の遂行)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、補助対象事業を行わなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から20日を経過した日までに、実施概要、売上、アンケート結果等をまとめた実績報告書（第6号様式）に同様式に定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助対象事業者に対して通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第4条第2項の規定により算出する額又は前条の規定により補助対象事業者から報告された額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象事業者が補助金を請求しようとするときは、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付請求書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 区長は、事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助金の交付決定の後に、交付決定額を概算払により交付することができる。

2 補助対象事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、水元公園における観光誘客支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

3 第1項の概算払を受けた補助対象事業者は、第10条に規定する実績報告書を提出するときは、水元公園における観光誘客支援事業補助金概算払精算書（第10号様式）を添えて区長に提出しなければならない。

(概算払の精算)

第14条 区長は、概算払を受けた補助対象事業者から前条第3項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、第11条の規定により交付すべき額を確定し、精算するものとする。

2 区長は、前条第1項の規定により概算払によって交付した補助金の額が、前項の規定により確定した補助金の額を超えるとときは、期限を定めてその超える額の返還を命じなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 本要綱に違反したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをする場合において、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により補助対象事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助対象事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助対象事業が完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項については葛飾区補助金等交付規則（昭和40年規則第55号）の定めるところにより、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

水元公園における観光誘客支援事業の補助対象経費

| 区分      | 内容                                                         |
|---------|------------------------------------------------------------|
| 人件費     | 現場スタッフの人件費等                                                |
| 消耗品費    | 運営にかかる消耗品 (テント、机、椅子、文房具等)<br>安全にかかる消耗品 (誘導棒・カラーコーン・コーンバー等) |
| 賃借料     | 事業で使用する各種物品等のレンタル費用                                        |
| 備品費     | 事業で使用する備品購入費等                                              |
| 委託料     | 設営費、資機材運搬費、企画運営費等                                          |
| 保険料     | 損害賠償保険料<br>(本事業実施に要した経費であることを証する書類を提出すること)                 |
| 手数料・占用料 | 関係機関への各種手続費用                                               |

水元公園における観光誘客支援事業の補助対象外経費 (参考)

- (1) 補助対象事業に関係のない経費
- (2) 契約書、請求書等の帳票類に不備のある経費
- (3) 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- (4) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- (5) その他区長が対象外と認める経費

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

葛飾区長 宛て

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

印

水元公園における観光誘客支援事業補助金交付申請書

下記のとおり、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業経費明細書（別紙2）
- (3) その他本事業における内容を補足する資料

3 誓約事項

- (1) 当該補助事業の交付要綱を熟読し、申請書類等に記載した事項について、事実と相違ないことを誓約します。
- (2) その他交付要綱に記載されていることに同意し、遵守します。

## 別紙 1

## 事業計画書

|   |                                                            |                                     |
|---|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 申請者名（団体名・代表者役職・氏名）                                         |                                     |
| 2 | 申請者の住所又は所在地                                                |                                     |
| 3 | 事業実施期間                                                     | 年 月 日 ～ 年 月 日                       |
| 4 | 事業概要（会場レイアウト、想定利用者数、事業内容、実施スケジュール、人員配置イメージ、利用価格、安全対策などを含む） | ※記載しきれない場合は、別紙にまとめ添付                |
| 5 | 広報活動                                                       |                                     |
| 6 | 事業費総額                                                      | 金 円                                 |
| 7 | 補助金交付申請額                                                   | 金 円                                 |
| 8 | 法人のみ記載                                                     | 資本金                                 |
|   |                                                            | 法人番号                                |
|   |                                                            | 従業員数                                |
| 9 | 担当者                                                        | (氏名)<br>(役職)<br>(電話番号)<br>(メールアドレス) |

※記載枠は必要に応じて調整してください。

## 事業経費明細書

| 区分        | 金額            |           |
|-----------|---------------|-----------|
| 【補助対象経費】  | ①人件費          | 内補助額<br>円 |
|           | ②消耗品費         | 内補助額<br>円 |
|           | ③賃借料<br>円     | 内補助額<br>円 |
|           | ④備品費<br>円     | 内補助額<br>円 |
|           | ⑤委託料<br>円     | 内補助額<br>円 |
|           | ⑥保険料<br>円     | 内補助額<br>円 |
|           | ⑦手数料・占用料<br>円 | 内補助額<br>円 |
| 小計        | 円             | 円         |
| 【補助対象外経費】 | 円             |           |
| 小計        | 円             |           |
| 計         | 円             | 内補助額<br>円 |

※記載枠は必要に応じて調整してください。

葛 産 観 第        号  
年    月    日

様

葛飾区長  
青木 克徳

水元公園における観光誘客支援事業補助金交付決定通知書

年    月    日付けで申請のあった水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱に基づく補助金について、同要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額    金                      円

2 補助対象事業の内容

年    月    日付けで申請のあった水元公園における観光誘客支援事業補助金交付申請書の  
とおり

3 補助金交付の条件

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、区長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止する場合は、区長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに区長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を保存しなければならない。
- (5) 補助対象事業の実施に当たって、「葛飾区補助金等交付規則」及び「水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱」を遵守しなければならない。

4 教示

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となり

ます。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (3) ただし、(1)又は(2)の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

葛飾区長  
青木 克徳

水元公園における観光誘客支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱に基づく補助金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、同要綱第6条の規定により、通知します。

記

1 理由

2 教示

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) ただし、(1)又は(2)の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

葛飾区長 宛て

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

印

水元公園における観光誘客支援事業補助金変更（中止・廃止）承認等申請書

年 月 日付け 葛産観第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容（変更前と変更後を比較することができる資料を添付）

葛 産 観 第            号  
年        月        日

様

葛飾区長  
青木 克徳

水元公園における観光誘客支援事業補助金変更（中止・廃止）承認等通知書

年    月    日付けで申請のあった水元公園における観光誘客支援事業の変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（しません）ので、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 承認・不承認の別            承認します        ・        承認しません
- 2 変更交付決定額
- 3 交付決定変更の内容
- 4 変更承認の条件
- 5 教示
  - (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
  - (2) この決定については、(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (3) ただし、(1)又は(2)の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の

翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

葛飾区長 宛て

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

印

### 実績報告書

年 月 日付け 葛産観第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 実績報告

|   |                            |                          |
|---|----------------------------|--------------------------|
| 1 | 申請者名（団体名・代表者役職・氏名）         |                          |
| 2 | 申請者の住所又は所在地                |                          |
| 3 | 補助対象事業着手及び完了日              | 着手日： 年 月 日<br>完了日： 年 月 日 |
| 4 | 事業実施期間                     | 年 月 日 ～ 年 月 日            |
| 5 | 事業概要（参加費、実績参加者数、安全対策などを含む） | ※記載しきれない内容は、別紙にまとめ添付     |
| 6 | 広報活動                       |                          |

|   |                                    |  |
|---|------------------------------------|--|
| 7 | 参加者アンケート実施概要                       |  |
| 8 | 事業費総額                              |  |
| 9 | その他報告事項<br>(事業実施にあたっての懸念点や気づいた点など) |  |

## 2 事業経費明細書

| 区分        | 金額    |           |
|-----------|-------|-----------|
| 【補助対象経費】  | ①人件費  | 内補助額      |
|           | 円     | 円         |
|           | ②消耗品費 | 内補助額      |
|           | 円     | 円         |
|           | ③賃借料  | 内補助額      |
|           | 円     | 円         |
|           | ④備品費  | 内補助額      |
|           | 円     | 円         |
| 【補助対象外経費】 | ⑤委託料  | 内補助額      |
|           | 円     | 円         |
|           | ⑥保険料  | 内補助額      |
| 計         | 円     | 円         |
|           | 円     | 円         |
| 小計        | 円     | 円         |
| 小計        |       | 円         |
| 計         | 円     | 内補助額<br>円 |

### 3 添付書類

- (1) 行程表等事業の内容が分かる書類
- (2) アンケート調査結果
- (3) その他関係書類（領収書の写し、写真、事業実績を明らかにする資料等）

※記載枠は必要に応じて調整してください。

葛 号  
年 月 日

様

葛飾区長  
青木 克徳

水元公園における観光誘客支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった水元公園における観光誘客支援事業実績報告書は適正と認められるため、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

葛飾区長 宛て

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

印

水元公園における観光誘客支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 葛 号で水元公園における観光誘客支援事業補助金交付額確定通知書を受けましたので、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

|             |         |
|-------------|---------|
| 金融機関名・支店名   |         |
| 口座番号        | (普通・当座) |
| 口座名義 (カタカナ) |         |

※補助事業者名義の口座に限る。

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

葛飾区長 宛て

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

印

水元公園における観光誘客支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 葛 号で水元公園における観光誘客支援事業補助金交付決定通知を受けましたので、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

補助金概算払請求額 金 円

|             |         |
|-------------|---------|
| 金融機関名・支店名   |         |
| 口座番号        | (普通・当座) |
| 口座名義 (カタカナ) |         |

※補助事業者名義の口座に限る。

年 月 日

葛飾区長 宛て

住所又は所在地  
団体名  
代表者役職・氏名

印

水元公園における観光誘客支援事業補助金概算払精算書

水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記

| 概算払受領額 | 実績額<br>(実績報告書記載の補助額) | 精算額<br>(実績額－概算払受領額) |
|--------|----------------------|---------------------|
| 円      | 円                    | 円                   |

※精算額欄にはマイナス（返還）の場合、金額に△印を付すこと

|            |         |
|------------|---------|
| 金融機関名・支店名  |         |
| 口座番号       | (普通・当座) |
| 口座名義（カタカナ） |         |

※補助事業者名義の口座に限る。

葛 産 観 第            号  
年            月            日

様

葛飾区長  
青木 克徳

水元公園における観光誘客支援事業補助金交付決定取消通知書

年    月    日付け 葛産観第            号で補助金の交付決定をした水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱について、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により取り消すことを決定したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 取消理由

2 教示

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) ただし、(1)又は(2)の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。